

議案第13号

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例

東京都板橋区組織条例（昭和39年板橋区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条の表福祉部の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 福祉事務所に関すること。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

福祉部の分掌事務を整備する必要がある。